

(様式2)

地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第234条第2項、地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和6年3月26日

横浜市契約事務受任者
旭区長 権藤 由紀子

1 契約の概要

都岡スポーツ広場内に植えられ、降雪の影響で倒れた樹木の伐採

2 履行(納品)場所

横浜市旭区都岡町88-2周辺

3 契約日

令和6年2月6日(火)

4 履行日又は履行期間

契約締結日から令和6年3月29日(金)まで

5 契約金額

665,500円

6 契約の相手方(名称及び所在)

横浜市旭区南希望が丘13-7
有限会社 萬代組

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

令和6年2月5日未明から6日にかけて発生した大雪による積雪の影響で、旭区が設置管理を行っている都岡スポーツ広場敷地内から生えている樹木(篠竹)が積雪により倒れる事故が発生したことにより、直ちに除去しなければ区民生活に支障が生じ続けること、また二次被害が発生し得ることにより、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号の規定により、緊急を要する場合における随意契約方法による契約を行いました。

8 契約の相手方の選定理由

即座に対応できる業者が他になかったため。

9 所管課

旭区地域振興課